

岡山市仮設建築物等許可基準

令和元年 12月 16日 施行

令和4年 5月 31日 改正

令和5年 2月 1日 改正

令和7年 4月 1日 改正

(目的)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に基づく仮設建築物等に関する許可に際して、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準で用いる用語の定義は次の各号に定めるとおりとし、特段の定めのないものについては、法又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めによるものとする。

- 一 仮設建築物等 法第85条第6項に規定する「仮設興行場等」、法第87条の3第6項に規定する「興行場等」、法第87条の3第7項に規定する「特別興行場等」をいう。
- 二 仮設建築物等に関する許可 法第85条第6項又は第7項の規定に基づく「仮設興行場等」の建築許可、法第87条の3第6項又は第7項の規定に基づく「興行場等」又は「特別興行場等」として建築物の用途を変更して一時的に使用する許可をいう。
- 三 代替建築物 建築物の建替工事等を施工するため、その工事の期間中当該従前の建築物に代えて必要となる建築物をいう。
- 四 本体建築物 代替建築物が必要となる工事の工事対象となる建築物をいう。

(運用の原則)

第3条 仮設建築物等に関する許可は、使用期間が短く撤去されることが明らかなもの、又は工事中等の限られた期間のみ使用されるものである仮設建築物等について、恒久的にその場所に存在するものではない前提で法令の一部の規定を適用除外とするものである。よって、仮設建築物等を必要とする事業の実施が担保されるもので、規模及び存続

期間が必要最小限であり、かつその場所に設置する必要性の高いものに限り、例外的に本基準を運用するものとする。なお、本基準を満たすのみならず、立地状況や利用形態により、周囲への影響にも十分配慮した計画とするよう努めること。

(適用の対象等)

第4条 本基準に基づく許可の対象となる建築物は、次の表（い）欄各項に掲げる用途に供するもので、存続期間が（ろ）欄各項に掲げる期間以内であり、申請敷地が（は）欄各項に掲げる地域又は区域以外である建築物とする。

	(い)	(ろ)	(は)
(1)	興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類するもの（興行期間又は開催期間が確定しているものに限る。）	1年（法第85条第7項の規定に基づき仮設興行場等を建築する場合、又は特別興行場等は当該興行等に必要な期間。）	第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域
(2)	代替建築物である店舗、学校等、保育園、診療所その他これらに類するもので、当該工事を行う敷地の近隣に設けられるもの	当該工事に必要な期間	—
(3)	工事を施工するために設ける事務所、下小屋、材料置場その他これに類するもの（現場から相当距離が離れる等法第85条第2項の規定に該当しないもの。）	当該工事に必要な期間	—
(4)	共同住宅等の販売のためのモデルルームその他これに類するもので、当該販売の目的となる共同住宅等の敷地の近隣に設けられるもの	1年	用途地域の定められていない市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。）
(5)	選挙用事務所その他これに類するもの（当該選挙の区域内であるものに限る。）	当該選挙の告示日の3ヵ月前から投票日以後1ヵ月	—
(6)	仮設工場、これに付随する仮設倉庫等（被災した工場が再建されるまでの間当該従前の工場に替えて必要となるもの（以下「代替仮設工場」という。））、又は復興需要に応じるため一時的に必	代替仮設工場は再建に必要な期間、復興需要仮設工場は1年	—

	要となるもの（以下「復興需要仮設工場」という。）に限る。）		
--	-------------------------------	--	--

（床面積）

第5条 仮設建築物等の各主要室（必要物品を保管する倉庫等を含み、廊下及び便所等を除く。）の床面積は必要最小限とすること。

（仮設建築物等を必要とする事業等の担保）

第6条 第4条表中第1項に掲げる建築物については、仮設建築物等を必要とする事業が実施されることの担保を、興行期間又は開催期間が広告等により広く周知されていることをもって判断する。

2 第4条表中第2項に掲げる建築物については、代替建築物であること及び必要床面積の担保を、次の各号に掲げる基準に適合することをもって判断する。

- 一 本体建築物の工事の設計図書が完成していること。
- 二 本体建築物の工事が、確認申請若しくは計画通知を伴う場合は、原則として確認済証の交付を受けていること。

3 第4条表中第3項に掲げる建築物については、仮設建築物等を必要とする工事が実施されることの担保を、前項第一号及び第二号の規定を準用し判断する。

4 第4条表中第4項に掲げる建築物については、モデルルーム等であること及び必要床面積の担保を、第2項の規定を準用し判断する。この場合において、「本体建築物の工事」とあるのは「販売の目的となる共同住宅等の工事」と、「代替建築物」とあるのは「モデルルームその他これに類するもの」と読み替えるものとする。

5 第4条表中第5項に掲げる建築物については、仮設建築物等を必要とする選挙が実施されることの担保を、次の各号に掲げる基準に適合することをもって判断する。

- 一 任期満了に伴う選挙については、公職選挙法の規定に基づく選挙期日のうち、最短となる日から起算した存続期間となる申請であること。
- 二 解散等に伴う選挙については、その事実のあった日以降の申請であること。

6 第4条表中第6項に掲げる建築物については、仮設工場等であることの担保を、当該原因となった災害が発生した事実をもって判断する。

（仮設興行場等に関する技術基準）

第7条 法第85条第6項の規定に基づき仮設興行場等を建築する場合は、次に掲げる技術基準に適合すること。

- 一 建築する仮設興行場等は、仮設建築物等に関する許可を受けることで適用が除外される規定を除き、建築基準関係規定を満足すること。

二 既存建築物がある敷地内に建築する場合は、既存建築物の採光，換気，排煙，非常用進入口，敷地内通路及び接道を妨げない配置とすること。なお，仮設興行場等と既存建築物の相互間には，延焼のおそれのある部分は発生しないものとして取り扱う。

三 法第20条に掲げる区分により，構造耐力の安全性を確認すること。なお，仮設興行場等の存続期間や時期等を考慮し，設計者の判断により設計条件の設定を行うことは妨げない。

四 基礎は令第38条の規定に基づいた構造とすること。なお，法第6条第1項第三号に掲げる建築物，又は法第6条第1項第二号に掲げる建築物のうち，木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの，延べ面積が300㎡を超えるもの又は高さが16メートルを超えるものを除く。）で，平成12年5月23日建設省告示第1347号第1第1項第四号の規定に基づき同告示に規定された仕様以外の基礎とする場合，又は令第38条第4項の規定に基づく構造計算による基礎とする場合は，構造安全性に関する根拠を示すこと。

五 敷地内の雨水，污水等の排水処理が適切に行える計画とすること。

（興行場等に関する技術基準）

第8条 法第87条の3第6項の規定に基づき建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合は，次に掲げる技術基準に適合すること。

一 用途を変更して使用する建築物は，確認済証及び完了検査済証の交付を受けたものであり，その後も適法な状態で管理されていること。ただし，国土交通省が策定している「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づく法適合状況調査等により，既存建築物が法に適合していることが明らかになった場合についてはこの限りではない。

二 用途の変更をする部分は，仮設建築物等に関する許可を受けることで適用が除外される規定を除き，建築基準関係規定を満足すること。

三 原則として，用途の変更により建物重量が従前よりも大きくなり等，構造耐力上危険性が增大しないこと。

四 既存建築物の一部の用途を変更して一時的に使用する場合で，使用する部分と既存部分相互の管理者又は相互の営業時間が異なる場合は，適切な防火管理体制が構築されていること。

五 敷地内の雨水，污水等の排水処理が適切に行える計画とすること。

（1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等に関する技術基準）

第9条 法第85条第7項の規定に基づき仮設興行場等を建築する場合は、第7条の規定を準用すると共に、立地状況や利用形態等により個別に安全上、防火上及び衛生上支障がないことを判断し、適切と認められる場合に建築審査会に同意を求めるものとする。

(1年を超えて使用する特別の必要がある特別興行場等に関する技術基準)

第10条 法第87条の3第7項の規定に基づき建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合は、第8条の規定を準用すると共に、立地状況や利用形態等により個別に安全上、防火上及び衛生上支障がないことを判断し、適切と認められる場合に建築審査会に同意を求めるものとする。

(許可期間終了後の措置)

第11条 許可期間終了後は、ただちに仮設建築物等を撤去若しくは従前の用途に戻すこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、その存続期間を延長することができる。

一 第4条表中(ろ)欄に掲げる期間が「当該工事に必要な期間」又は「再建に必要な期間」とされている建築物で、工事の工程遅延等やむを得ない理由があり、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合。

二 第一号に掲げる建築物以外(第4条表中(ろ)欄に掲げる期間が「当該興行等に必要な期間」とされているものを除く。)で、許可期間が終了する前に、再度法第85条第6項又は法第87条の3第6項の規定に基づく許可を受けた場合。ただし、延長できる存続期間は、当初許可における存続期間を含めて1年以内に限る。

(その他の特例)

第12条 本基準に適合しない事項について、安全上、防火上及び衛生上、本基準と同等以上に支障がないと認められる場合については、当該基準によらないことができる。

付則

(施行期日)

この基準は、令和元年12月16日から施行する。

(施行期日)

改正後のこの基準は、令和4年5月31日から施行する。

(施行期日)

改正後のこの基準は、令和5年2月1日から施行する。

(施行期日)

改正後のこの基準は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。